

## 令和2年9月議会定例会一般質問

佐々木 理美子 議員

### 【質問事項】

#### 1. コロナ禍における避難所の対策について

##### (質問要旨)

7月3日に熊本豪雨災害が発生し、甚大な被害がありました。今回の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに被害に遭われた皆さま方に心よりお見舞い申し上げます。

今回の球磨川の氾濫は、今まで経験したことのない未曾有の災害とも言われています。今回の豪雨災害のボランティアとして私も人吉、芦北、坂本町などに行かせていただきました。そこで改めて、被害のすごさを目の当たりにし本当に胸が締め付けられる思いでした。また、被害にあわれた方々の意気消沈した姿にも涙が出る思いでした。一日も早い復興を望むばかりです。

今回私が伺った所は自らも被災されているにも関わらず、被災者支援のために炊き出し、支援物資の呼びかけ・提供を行なっておられました。

今回は現地の避難所に行ってコロナ感染対策、避難されている方々の複合的対策までは見ることはできませんでした。新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期すことが重要になると思われます。これから台風シーズンになり、避難所の開設もあり得ると思い、避難所運営の対策について質問します。

(1) 国または県の指針を踏まえ、町は具体的な行動計画を始めているのか。その内容は。

### 『回答』

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年4月7日付けで国から「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」の通知があり、令

和2年5月には熊本県から「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針」が示されました。

これらを受けまして、町では6月に作成しました令和2年度菊陽町地域防災計画の中で、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を定め、取組みを進めております。

地域防災計画における内容は次のとおりです。

## ■ 令和2年度菊陽町地域防災計画（P159 抜粋）

### (7) 避難所の管理運営

オ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや導線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

(2) 避難所において避難者の基本的な感染対策の強化とともに、町が行う対策の一つとして避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線等・感染症対策に配慮した避難所運営のあり方についても、求められる。どのように考えているのか。

### 『回答』

新型コロナウイルス感染症などの警戒が必要な中での、災害対策については、まずは、住民がとるべき避難行動を確認していただくことを考えています。

避難の必要性とともに、避難所での感染リスクを避けるうえで、安全が確保できる

親戚や知人宅への避難などについても、あらかじめ検討していただきたいと考えております。このことについては、7月に「避難情報のポイント」や「白川・堀川の洪水浸水想定区域図」などと併せ、各世帯にパンフレットを配布し周知しております。

その上で、避難所における対策としては、令和2年度菊陽町地域防災計画に定めたとおり、3密を防止するために十分なスペースを確保するとともに、避難者の受付時に発熱、咳等の体調を確認し、症状がある場合は、別に専用スペースを確保するなどの対策を行い、適切に対応したいと考えております。

また、避難所の衛生環境を保つための、マスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、非接触型の体温計、防護服などを整備するとともに、段ボールによる間仕切りや段ボールベッドの備蓄も進めております。

## 【質問事項】

### 2. 防災対策について

#### (質問要旨)

7月6日に大分県日田市においても豪雨災害が発生しました。その時に被災された高齢者の方がニュースのインタビューに答えられていました。高齢者の方は雨風の豪音で防災無線は聞こえなかったが戸別受信機から「命を守る行為」の放送があり家をでた。その直後に家の裏からがけ崩れが発生し、命だけは助かったと答えられていました。

菊陽町においても白川流域に住む以上、絶対に豪雨災害は起きないとは予測できません。過去に経験したことの無い災害も起こりうるかもしれません。私の思いとしては、まずは平成24年の九州北部豪雨災害の時、被害にあわれた白川沿岸地区に戸別受信機を配備する必要は、絶対にあると思います、質問します。

(1) 土砂災害警戒区域が指定されたが、具体的な対策は考えているか。

『回答』

本町での土砂災害警戒区域は、上津久礼、下津久礼、戸次、馬場楠などの急傾斜地に隣接した地域が指定されております。また、現在、県では町内の13箇所を追加で指定する手続きを行っており、本年度中に指定される見込みです。

ご質問の具体的な対策については、土砂災害警戒区域を菊陽町地域防災計画に掲載することで警戒体制を図るとともに、昨年度には、土砂災害警戒区域に該当する世帯に対し、自宅が土砂災害警戒区域に位置していることや、大雨の時は気象情報や町からの避難情報を確認し、土砂災害の危険性が高まる前に避難所などの安全なところへ早めに避難していただくことなどを文書でお知らせしております。

また、大雨により気象庁から土砂災害警戒情報が出された場合など、実際に土砂災害の恐れがある場合は、速やかに防災行政無線や町ホームページ、きくよう安心メール、ヤフー防災メールなどの複数の情報伝達手段により気象情報や避難所開設などの情報をお知らせするとともに、地域や消防団と連携し早めの避難をお願いしています。

(2) 災害危険区域に戸別受信機の配布を再度考えるべきではないのか。

『回答』

戸別受信機は、防災行政無線での放送を屋内で聞くことができるため、大雨や強風時にも確実に情報を伝達できる手段と考えております。

現在のところ、戸別受信機は、区長、自治会長、消防団幹部、議会議員、民生委員児童委員、加えて水害や土砂災害の危険のある白川沿川地区の役員宅など災害時において、確実に情報を伝達し行動していただく必要があると考えられる箇所に設置させていただいております。なお、令和元年度には、町内の介護施設や老人ホームなどの福祉施設18カ所、小中学校の8校へ設置を行っております。

なお、土砂災害や洪水が想定される災害危険区域の地域では、町からの防災行政無

線やきくよう安心メールなどによる情報伝達のほか、地元の区や消防団と連携を行い、地区の放送や消防団による避難の呼び掛けなども行っていただいているところ  
です。

しかし、この度の県南地域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨を受け、より緊急で確実な情報伝達の必要性があることから、今後、土砂災害警戒区域への戸別受信機の配布について進めてまいります。